

重度心身障害児(者)医療費受給者証の更新手続き

現在お持ちの受給者証は、7月31日(木)で期限が切れます。該当者には、案内と申請用紙を送付しますので、ご持参の上、更新手続きにお越しください。申請時に8月以降お使いいただける新しい受給者証をお渡しします。

受給要件に該当すると思われる方で、現在受給されていない場合はお問い合わせください。

● 受給要件

次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級または2級
- ・身体障害者手帳3級かつ世帯全員の住民税が非課税
- ・療育手帳A1またはA2
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・特別児童扶養手当1級の支給要件児童

※65歳の誕生日以降に右記要件に該当するようになった方は対象外です。

問 住民課 (吉備庁舎)

国民健康保険 保険

「高齢受給者証」の更新

70歳から74歳の国民健康保険加入

者に交付している「高齢受給者証」の有効期限は、7月31日(木)で切れます。そのため、7月下旬に新しい「高齢受給者証」を郵送で交付します。8月1日(金)からは、必ず新しい「高齢受給者証」をお使いください。

なお、マイナ保険証をご利用の方で「資格情報のお知らせ」を交付している70歳から74歳の加入者については「高齢受給者証」ではなく、負担割合が記載された新しい「資格情報のお知らせ」を郵送します。

● 一部負担金の割合

70歳から医療機関などでお支払いいただく一部負担金の割合は

- ・現役並み所得者／3割
- ・その他の方／2割

となります。一部負担金の割合は受給者証・資格情報のお知らせに記載しています。

問 住民課 (吉備庁舎)

国民健康保険 マイナ保険証をご利用ください

● 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されます

マイナ保険証を利用することで、医療機関などの窓口で限度額認定証の提示がなくても、自己負担限度額を超える高額医療の支払が免除され

ます。

ただし、次の方は限度額認定証の手続きが必要です。

● 限度額適用・標準負担額減額認定証／町県民税非課税世帯の75歳未満で過去1年間の入院日数が90日を超えている方

※有効期限が7月31日(木)になっている右記の認定証は、更新手続きが必要です。8月1日(金)以降に申請にお越しください。

● 手続きに必要なもの

- ・資格確認書(保険証)
- ・窓口に来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

※一部条件により免除されない場合があります。

問 住民課 (吉備庁舎)

ありがたわ防災・行政ナビの登録を

防災無線の放送内容やハザードマップ、緊急情報を確認できます。「ライブビジョンアプリ」をインストールしてください。無料で利用できます。



iOS
(iPhone)



android
(スマートフォン)

乳幼児を子育て中の皆さまへ 子育て支援センターは 皆さまの子育てを応援します!

～親子のふれあい～
ベビーマッサージ

- 日時／7月17日(木) 10:00～11:00
- 場所／子育て支援センター
- 定員／2カ月～1歳までの親子10組程度
- 参加費／無料
- 講師／佐々木 久美子
- 申し込み／7月3日(木) 8:30～

開設日時など		
あそびのひろば	金曜日(7月4日・11日・18日・25日)	10:00～11:00
	※予約制。 詳細は予定表でご確認ください。	14:00～15:00

※実施状況や毎日の予定表などは、町ホームページでもお知らせしています。

子育て支援センターでは、一時預かり保育を行っています。
詳しくは町ホームページをご覧ください。
お気軽にお問い合わせください。



子育て支援センター ☎ 52-5474 (ファクス兼用)